

公益財団法人 業務スーパージャパンドリーム財団

2018 年度派遣留学奨学生募集要項

1. 本事業の目的

公益財団法人業務スーパージャパンドリーム財団（以下、「財団」という。）は、様々な日本文化を諸外国に広めていくことを通じ、我が国と諸外国との間の国際相互理解をさらに深めていくことを目的として設立されました。

本事業は、上記目的を果たすために、学問の分野において海外で活躍しようとする若者に、海外での勉学の間や自己啓発の機会を得るための資金を提供することにより、様々な日本の文化を諸外国に広めていく我が国の人材の育成に貢献しようとするものです。

2. 支援の対象となる留学

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に開始される、6 ヶ月又は 1 学期以上の大学間又は部局間協定に基づく留学プログラム。

※認定留学も支援対象となりますが、交換留学の学生を優先的に採択します。

※「交換留学」とは、大学間又は部局間協定に基づく留学プログラムで、かつ、留学先大学への授業料の支払いを行う必要がなく、単位互換に関する条項があるものとなり、それ以外の大学間又は部局間の交流協定のある留学プログラムが認定留学となります。

3. 応募資格

海外の大学へ留学を希望する日本国籍を有する学生で、下記条件を全て満たす者。

- ① 国際交流と相互理解に関心を持っていること。
- ② 2018 年 4 月時点において大学 2 年生以上の学部生であること。

※大学院に在籍する方はご応募いただけません。

- ③ 2018 年 4 月 1 日時点で 35 歳以下であること。
- ④ 学内選考を通過していること又は通過する予定であること。
- ⑤ 語学研修目的の留学ではないこと。
- ⑥ 専門職大学院への留学でないこと。
- ⑦ 名目の如何にかかわらず他の奨学支援団体等から留学に関する奨学金を受給していないこと。ただし、渡航費の補助については除きます。

※留学に関する奨学金以外については併給可能とします。

※渡航費とは、往復航空券（エコノミークラスに限る）、燃油サーチャージ、航空保険料、国内空港施設料、海外諸税、海外傷害（旅行）保険、査証及び旅券の取得手続きに要す

る諸費用、健康診断料・予防接種含み、その他当財団が認める費用のことを指します。

- ⑧ 在籍大学での単位システムに換算してセメスターあたり6単位以上に相当する時間の学習計画を立てていること。
- ⑨ 帰国後の報告会、留学生ネットワーク等本制度における諸活動に主体的に参画できること。

4. 奨学金

- ① 支給額 月額 15 万円
- ② 支給期間 原則 12 ヶ月以内で在籍する大学の留学担当課が認定する期間とします。
- ③ 支給方法 支給は 2 ヶ月に一度とし、偶数月の末日に翌 2 ヶ月間で支給すべき額を日本国内金融機関の留学奨学生の指定する口座に振込みます。

5. 募集人数

未定

6. 募集締切日

2018 年 2 月 2 日（金）（消印有効）

7. 応募方法

応募者は、在籍する大学（部局・留学担当課等）を通して、下記応募書類を募集期間内に財団宛に郵送にて提出すること。学生個人からの申請は受理できませんので、ご了承ください。

- ① 申請書 ※所定用紙あり
- ② 誓約書 ※所定用紙あり
- ③ 指導教員推薦書（厳封）※所定用紙あり
- ④ 在籍証明書原本
- ⑤ 学業成績証明書原本
※編入生の方は編入前の成績証明書もあわせて提出してください。
- ⑥ 派遣留学計画書中の「留学スケジュール」で記入された「留学先大学で履修予定の科目」にかかるシラバスのコピー（応募時点で入手できるものをご提出ください）
- ⑦ 現在履修中の授業科目がわかる書類（A 4 用紙 1 枚でお願いします。なお、大学の証明印等は不要です）
- ⑧ 語学能力を証明する資料の写し
- ⑨ ボランティア参加経験のある方はその証明書の写し（証明書の発行は任意なので、発行出来なくても問題ございません）

(以下、大学のご担当者様にご準備をお願いいたします。)

⑩チェックシート ※所定用紙あり (大学担当者記入用)

8. 選考及び結果発表

・ 第一次選考 (書類審査)

選考結果は3月上旬までに在籍大学宛に通知します。

・ 第二次選考 (面接審査)

面接審査は次のいずれか1日に兵庫県にて実施します。

2018年3月25日(日)、3月26日(月)、3月29日(木)

結果は2018年4月末を目処に在籍する大学の留学生担当課宛に通知予定。

※財団が指定する面接日にご参加いただけない場合は、選考を辞退したものとみなします。

※面接にかかる交通費の支給は致しません。

※本年度は面接審査免除制度を採用致しません。

9. 報告書

支援終了から4ヶ月以内に、学習に関する報告書(様式指定)を大学へ提出して頂きます。

※成績証明等の関係で提出書類が揃わない場合は、揃い次第速やかにご提出ください。

※大学担当者様は、奨学生からの報告書を取りまとめたくて、財団に提出してください。

※何ら理由なく報告書の提出が無い場合、支給した奨学金の返金を求める場合がございます。

10. 各種申請書類

当財団のホームページからダウンロードして利用ください。

URL : <http://www.kobebussan.or.jp/overseas.html>

11. 留意事項

(1) 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の支給停止又は奨学金の返還を請求することがあります。

- ① 留学期間中に財団に無断で帰国した場合。
- ② 指導教員から修学または研究の継続が不適当とされた場合。
- ③ 学業成績が不良の場合。
- ④ 留学先において休学・転学する場合。
- ⑤ 法律や社会秩序に反する行為を行った場合。
- ⑥ 財団の名誉を傷つける行為を行った場合。

⑦ 報告書の提出が無い場合。

⑧ 留学期間途中で在籍大学を退学した場合。

(2) 面接を通過した時点で、「内定通知書」を在籍する大学の留学生担当課に送付いたします。

その後、留学先大学の「受入許可証 (ACCEPTANCE LETTER)」の写しを財団にご提出いただいた時点をもって正式決定とし、財団より「正式決定通知書」を在籍する大学の留学生担当課宛に郵送させていただきます。

留学開始日までに上記「受入許可証 (ACCEPTANCE LETTER)」の写しをご提出いただけない場合は内定を取り消すこととなりますので、ご注意ください。

(3) 申請書に記載のない大学への変更については、理由の如何にかかわらず一切認めません。

(4) 留学終了後の成績通知及び語学検定等試験の結果のご提出をお願いする場合があります。

12. その他の事項

- ・申請書類は全て A4 サイズに統一して作成して下さい。
- ・申請書類のホッチキス止め、両面印刷はご遠慮下さい。
- ・締切日を過ぎた場合は、いかなる理由であっても申請書類は受理しません。
- ・ご提出いただきました書類につきましては一切返却しません。
- ・申請書類は記入漏れのないよう作成してください。不備がある場合は審査の対象とならない場合があります。

13. 個人情報の取り扱いについて

ご提出いただいた個人情報につきましては、本事業実施のために利用致します。大学・在外公館・行政機関・公益法人等に対し、必要に応じて提供され、その他の目的には利用致しません。

ご不明な点、ご質問などがございましたら、下記事務局までお問い合わせください。

※本件にかかる照会については、大学の事務担当者から問い合わせ願います。

大学事務担当者以外からの照会につきましては回答致しませんのでご注意ください。

《応募資料送付先及び問い合わせ先》

〒675-1127 兵庫県加古郡稲美町中一色 876 番 1

公益財団法人業務スーパージャパンドリーム財団

TEL: 079-458-3055 FAX: 079-496-6620

E-mail : info@kobebussan.or.jp